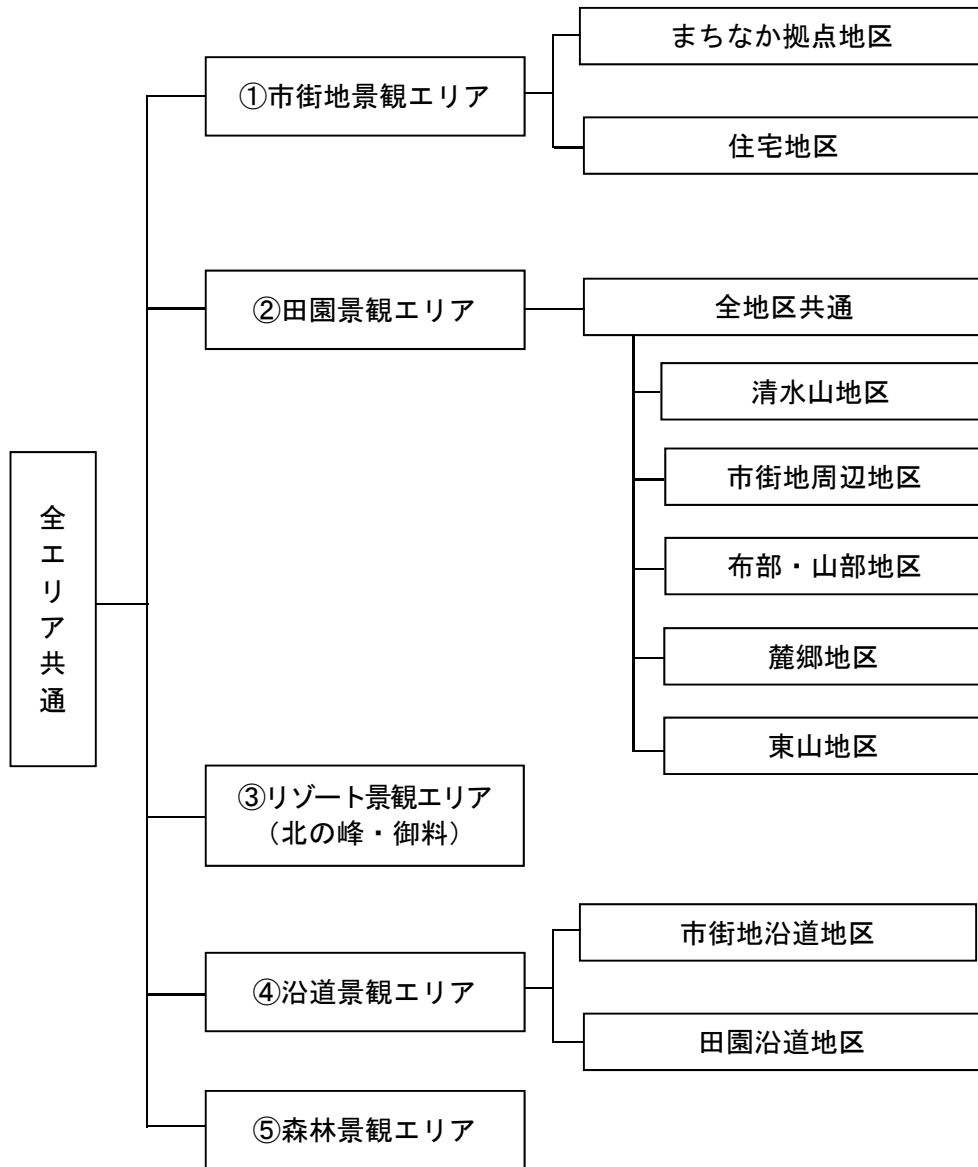


富良野市景観計画 景観形成基準（案）

(1) エリア区分

景観形成基準の決定にあたり、景観特性ごとに以下のエリア、地区を設定します。



## (2) 全エリア共通の景観形成基準

### 〈景観形成の方針〉

- 富良野らしい景観形成の土台となる **自然環境との調和**を図ります。
- 富良野盆地の地形を活かした **良好な眺望を配慮**します。

### ■ 建築物及び工作物の建設等

#### 〈景観形成基準のポイント〉

- ・ 富良野市全体として調和のとれた景観形成を目指す。
- ・ 十勝岳・芦別岳や空知川などの富良野市の景観資源に対する眺望の保全を行う。
- ・ 山並みへの眺望を見通すことができるゆとりのある空間づくりを行う。
- ・ 背景となる山並みなどの自然環境と馴染むような色彩、意匠とする。
- ・ 自然環境の保全と、周囲の自然環境と調和する市街地の緑化を進める。

種類・行為	景観形成基準	協議・勧告基準	
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	(1) 周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 大雪山十勝岳連峰、芦別岳、空知川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。 (3) 道路に面した建物配置を避け、アプローチや植栽等を含む緩衝帯によって一定の後退距離（セットバック）を確保し、圧迫感の低減に努めること。 (4) 建築物に付帯する設備等は、道路に面した配置を避け、道路やその他公共空間から容易に望見できないように配慮した位置・配置とし、植栽等により修景を行うよう努めること。	(1) 建築物及び工作物(以下建築物等)の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模・高さ	(1) 周辺景観との調和に配慮した規模、高さとする。こと。 (2) 大雪山十勝岳連峰、芦別岳、空知川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	(1) 建築物等の規模・高さが地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模・高さで建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。

種類・行為	景観形成基準	協議・勧告基準	
建築物及び工作物の建設等	色彩	<p>(1)周辺景観との調和に配慮した色彩を用いること。</p> <p>(2)多くの色彩やアクセント色を用いる際は色数を抑え、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p>	<p>(1)建築物等の色彩が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2)建築物等の外観に多色やアクセント色等を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p>
	形態・意匠	<p>(1)周辺景観との調和に配慮した形態・意匠を用い、全体としてまとまりのある</p> <p>(2)広告物は1つの敷地に多数を設置せず、極力分かりやすい集合型のものとする</p> <p>(3)案内広告物や、のぼり旗等の簡易広告物をみだりに設置しないこと（イベント時等の一時的なものを除く）。</p>	<p>(1)建築物等の形態・意匠が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2)地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る形態・意匠で建築物等を建設するとき。</p> <p>(3)地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。</p>
	敷地外構・緑化修景	<p>(1)敷地内は周辺環境との調和を図り可能な限り芝生、植栽、花壇等で緑化・修景を行い、特に道路等の公共空間に面した空間は街並みにふさわしい修景を行うこと</p> <p>(2)既存の樹木や植栽は、可能な限り保存に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽または補植するなど、緑化に努めること。</p>	<p>(1)建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺環境との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2)良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p>

■開発行為等（土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）

〈景観形成基準のポイント〉

- ・大規模な地形や土地の改変などの開発行為は避け、現在の富良野市の自然環境や地形からなる良好な景観を保全する。
- ・開発行為を行う際は自然環境へ配慮したものとする。

種類・行為	景観形成基準	協議・勧告基準
<p>開発行為等（土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）</p>	<p>(1)街並みや周辺景観との調和に配慮した位置・配置・規模とすること。</p> <p>(2)大雪山十勝岳連峰、芦別岳、空知川やその支流、歴史資産等、地域のシンボルとなる景観資源等に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置・規模とすること。</p> <p>(3)地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること</p> <p>(4)開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。</p> <p>(5)開発区域内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保存に努めること。やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽または補植するなど、緑化に努めること。</p> <p>(6)切土や盛土を行う場合は、できる限り勾配の緩やかな法面とすること。やむを得ず擁壁となる場合には、目立たない仕上げや植栽等による修景を行うこと。</p> <p>(7)屋外における物件の堆積は道路やその他公共空間から容易に見える場所での堆積は避け、植栽等により修景を行うなどの工夫をすること。</p>	<p>(1)土地の改変等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または周辺景観を著しく阻害するとき。</p>

(2) 5つのエリアごとの景観形成基準

1) 市街地景観エリア

〈景観形成の方針〉

- 富良野・美瑛地域の拠点にふさわしいにぎわいともてなしの空間をつくります。
- 人々の豊かで潤いのある暮らしが息づく、**住み心地の良い住環境**をつくります。
- 観光と暮らしが共存する、回遊性があり**人々の交流が促される空間**をつくります。

■建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

- ・市街地から見える芦別岳や空知川、歴史的建造物などへの眺望を保全し、富良野らしさを感じられる景観を保全する。
- ・住宅地では、建物の統一感があり、ゆとりを感じられる街並みとする。
- ・ゆとりのある歩行空間やオープンスペースなどを活用し、回遊性を向上させ、人々の交流を促進する。

種類・行為		景観形成基準		協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	位置・配置	①まちなか拠点地区	(1)歩行者に圧迫感を与えない位置・配置とすること。	(1)歩行空間に迫り、歩行者に圧迫感を与え、安全な歩行を阻害する恐れがあるとき。
		②住宅地区		
	色彩	①まちなか拠点地区	(1)企業が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。	(1)原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
		②住宅地区		
	形態・意匠	①まちなか拠点地区	(1)沿道に面する店舗や商業施設の低層部などは、周囲の景観に配慮しながら、人々を引き込む滞留空間の設置や、にぎわいが表出するような開放的な意匠や外構の工夫に努めること。 (2)発光を伴い、動向等の変化が生じるものは極力避け、街並みに配慮する。	(1)左記の景観形成基準に適合しないとき。 (2)発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
		②住宅地区	—	

# 別紙 4

	敷地外構・ 緑化修景	① まちなか拠点地区	(1)建築物の解体・除去後の敷地は、周辺環境との調和を図り芝生、植栽、花壇等の緑化や定期的な除草などを行い、適切な維持・管理に努めること。	(1)空地の状況が、周辺景観との調和を欠くことにより周辺景観を著しく阻害する恐れがあるとき。
		② 住宅地区	—	

2) 田園景観エリア

〈景観形成の方針〉

- 基幹産業である農業を大切に、**農地・緑地の保全**を行います。
- 富良野市のすぐれた**観光資源としての田園景観と生業としての農業の共生**を図ります。
- 地区ごとの**個性ある田園景観の保全・活用**を図ります。

■ 建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

● 全地区

- ・ 背景となる山並みへの眺望に配慮し、自然環境と調和する景観を目指す。
- ・ 生業としての農業とのバランスの取れた基準とする。

① 清水山地区

- ・ 丘陵地に広がるぶどう畑から見下ろす市街地への景観を保全するため、建築物の高さ・規模に配慮したもとする。

② 市街地周辺地区/③ 布部・山部地区

- ・ 市街地や国道 273 号線が近い、屋外広告物と良好な田園景観のバランスがとれた景観を目指す。

④ 麓郷地区/⑤ 東山地区

- ・ 農地などを含めた広い敷地における建築物などのレイアウトは背景となる山並みや樹林への眺望に配慮したもとする。

種類・行為		景観形成基準		協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	規模・高さ	① 清水山地区	(1) 清水山周辺から見下ろす市街地や田園景観への眺望をさえぎらないように配慮した規模、高さとする。	(1) 展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模・高さで建築物等を建設するとき。
	色彩	全地区共通	(1) 発光を伴うものは原則設置しないこと。	(1) 発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
		③ 布部・山部地区 ② 市街地周辺地区	(1) 企業が持つイメージカラーなどで原色や華やかな色彩を使用する場合は、使用面積を小さくするなど工夫すること。	(1) 原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。

■開発行為等（土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）

〈景観形成基準のポイント〉

・「富良野らしさの自然景観を守る条例」を踏襲する。

種類・行為	景観形成基準		協議・勧告基準
開発行為等（土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）	④麓郷地区 ③布部・山部地区 ⑤東山地区	(1)開発行為等を行う場合は眺望に配慮し、周辺の自然環境・田園景観と調和するよう配慮すること。	(1)開発行為等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。



3) リゾート景観エリア（北の峰・御料）

〈景観形成の方針〉

- **自然環境との調和**に配慮し、国際的なリゾート地として四季折々の自然の彩り溢れる景観づくりを図ります。
- 北の峰・御料地区から見える **市街地への良好な眺望**に配慮します。

■ 建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

- ・ 宿泊施設や飲食店などの店舗が多く立ち並ぶエリアであるため、敷地内における建物のレイアウトは自然環境や山並みへの眺望に配慮したものとする。
- ・ 高台から市街地を見下ろした眺望を阻害しない高さ・規模とする。
- ・ 背景となる山並みなどの自然環境と馴染むような色彩、意匠とする。
- ・ 北の峰景観地区を含むエリアであるため、景観地区との整合を図る。
- ・ 高台から見下ろした市街地への景観を阻害しないよう、自然環境と調和した色彩とする。

種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	規模・高さ	(1)市街地を見下ろす景観や展望地からの周辺景観との調和や眺望に配慮した高さとする事。	(1)展望地からの地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。
	色彩	(1)屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 (2)屋根の色は、周辺の自然・農村景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。	(1)原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
	形態・意匠	(1)発光を伴うものは原則設置しないこと。	(1)発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。

■ 開発行為等（土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）

〈景観形成基準のポイント〉

- ・ 「富良野らしさの自然景観を守る条例」を踏まえ、今後、宿泊施設や店舗などの建設に向けた開発行為が行われる恐れがあるため、周辺の自然環境を阻害しないよう配慮する。

種類・行為	景観形成基準	協議・勧告基準
開発行為等（土石の採取、鉱物の採掘／土地の形質の変更／屋外における物件の堆積等）	(1)開発行為等を行う場合は眺望に配慮し、周辺の自然環境・田園景観と調和するよう配慮すること。	(1)開発行為等により周囲の環境に大きな影響を与えるとき、または街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。

## 4) 森林景観エリア

### 〈景観形成の方針〉

- 市民の故郷の景観である**雄大な山々や豊かな樹林の保全・活用**を図ります。
- 良好な自然環境、森林環境**の眺望に配慮します。

### ■建築物及び工作物の建設等

#### 〈景観形成基準のポイント〉

- ・周囲の自然環境を生かした景観づくりを目指す。
- ・酪農などが行われている地帯もあるため、大型の農業施設の高さ・規模などを配慮する。

種類・行為		景観形成基準	協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	色彩	(1)屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 (2)屋根の色は、周辺の自然環境・田園景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。	(1)原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
	形態・意匠	(1)発光を伴うものは原則設置しないこと。	(1)発光を伴い、動向等の変化が生じることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。

5) 沿道景観エリア

〈景観形成の方針〉

- 富良野・美瑛地域をつなぐ**国道 237 号線からの眺望**に配慮し、広域観光の周遊の魅力を高めます。
- 沿道から見える大雪山十勝岳連峰や芦別岳を背景とした田園景観などの**眺望を保全・活用**します。

■建築物及び工作物の建設等

〈景観形成基準のポイント〉

- ・旅行者が多く利用する美瑛方面から続く国道 38 号線、237 号線の沿道景観の魅力を向上に向けて、車からの眺望に配慮する。
- ・街並みの連続性や遠景としての山並みへの眺望、沿道の緑化などを行う。
- ・市街地沿道地区では商業施設等も多く立地していることから、商業として必要な広告機能と良好な沿道景観の保全のバランスを考慮する。

種類・行為		景観形成基準		協議・勧告基準
建築物及び工作物の建設等	色彩	①市街地沿道地区	(1)周辺の街並みとの調和や眺望に配慮した色彩・素材とすること。	(1)原色等を用いることにより、街並みや周辺景観を著しく阻害するとき。
		②田園沿道地区	(1)屋根と外壁の色は、相互になじみ、調和する配色とすること。 (2)屋根の色は、周辺の自然環境・田園景観になじみ、落ち着いた色のある色の使用に努めること。	
	形態・意匠	①市街地沿道地区	(1)沿道に面する店舗や商業施設の低層部などは、周囲の景観に配慮しながら、人々を引き込む滞留空間の設置や、にぎわいが表出するような開放的な意匠や外構の工夫に努めること。	(1)左記の景観形成基準に適合しない場合。
		②田園沿道地区	—	